

第1484号

AFN-1484

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 10/10 (火)

『賃上げする事業者へ支援強化 助成金等紹介—厚労省・中企庁』

厚生労働省と中小企業庁は、最低賃金の引き上げを受けて賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、助成金と補助金で支援を強化するための各種制度をネット上で紹介している。支援強化制度として業務改善とキャリアアップの助成金、事業再構築、ものづくり、IT導入の補助金を挙げている。これらのうち業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する。対象は中小企業者・小規模事業者であること、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であることなどとしている。助成率は、事業場内最低賃金が900円未満で10分の9、900円以上950円未満で5分の4など。助成上限額は、賃金引き上げ労働者数が7人以上で引き上げ額が30円の場合100万円、10人以上・30円で120万円など。

助成金

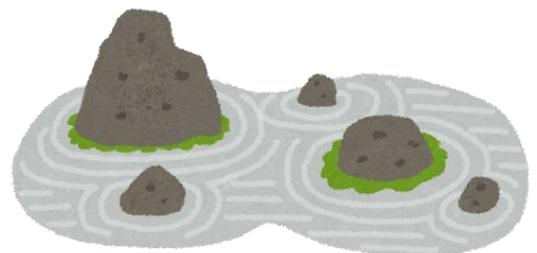
事業再構築補助金は、新市場進出、事業再編やこれらの取組を通じた規模拡大などに意欲を持つ中小企業等を支援する。2022年10月～23年8月に3カ月以上最低賃金プラス50円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いることが要件。補助上限は最大1500万円、補助率は3分の2～4分の3としている。

『自宅庭園設備の相続 経済的価値あり財基通で評価』

原処分庁が、審査請求人が相続により取得した自宅庭園の評価について、財産評価基本通達の定めにより評価すべきであるとして更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該庭園の時価は零円であるから相続税の課税対象とはならないなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案。

請求人は、被相続人の自宅庭園について、個人宅の庭であり、本件庭園設備を一体として売却できず、立木や庭石、灯籠等を個別に売却するとしても買取り価額は低額であり、交換価値がなく財産評価基本通達(評価通達)は適用されないと主張。

国税不服審判所は、評価通達92《附属設備等の評価》の(3)は、「庭園設備」について、家屋の固定資産税評価額に含まれていないことから、金銭に見積もることができる経済的価値のある全てのものが相続税法に規定する財産であることに照らし、本件庭園設備は、家屋とは別異の設備として、金銭に見積もることができる経済的価値があるとして、独立した財産として評価すべきものとする。よって本件通達の方法によって評価するのが相当であり、これを基に税額を計算すると、いずれも本件更正処分の金額と同額となる。本件更正処分に本件庭園設備の価額を過大に評価した違法はないとし、請求人の請求を棄却した。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com